

2025年3月18日

お客さま各位

株式会社 福島銀行

普通預金規程および総合口座取引規程改定のお知らせ

株式会社福島銀行では、通帳発行手数料の新設等に伴い普通預金規程および総合口座取引規程を下記のとおり改定いたします。

なお、本規程はすでに普通預金および総合口座をご利用のお客さまにも適用されます。

記

1.改定となる規程

- ① 普通預金規程
- ② 総合口座取引規程

2.改定内容

以下の条項を改定いたします。（下線部が追加・改定部分）

① 普通預金規程

改定前	改定後
6. 預金の払戻し (1) (省略)	6. 預金の払戻し (1) (省略) <u>(2) 法人インターネットバンキングサービスの出金申請を利用し、この預金を払戻するときは、<ふくぎん>法人インターネットバンキングサービスの利用規程に基づき当行のタブレット端末を使用してください。</u>
<u>(2) 第1項の規定に</u> (以下省略)	<u>(3) 第1項および第2項の規定に</u> (以下省略)
<u>(3) 第1項の払戻し</u> (以下省略)	<u>(4) 第1項および第2項の払戻し</u> (以下省略)
<u>(4) (省略)</u>	<u>(5) (省略)</u>
<u>(5) (省略)</u>	<u>(6) (省略)</u>
<u>(6) (省略)</u>	<u>(7) (省略)</u>

改定前	改定後
1 3. 手数料 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略)	1 3. 手数料 <u>(1) 通帳を発行する場合、当行所定の通帳発行手数料により手数料をいただきます。</u> <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略)

② 総合口座取引規程

改定前	改定後
2 1. 手数料 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略)	2 1. 手数料 <u>(1) 通帳を発行する場合、当行所定の通帳発行手数料により手数料をいただきます。</u> <u>(2)</u> (省略) <u>(3)</u> (省略)

3.改定日

○ 2 0 2 5 年 4 月 1 日 (火)

以 上